

青森県報

号外第四十八号

平成十八年
五月一日
(月曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

- 青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程……………(事務局) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 西部海区管内におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………(同) ……一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成十八年五月一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 新 田 常 雄

青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五項中「総括主査」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公示の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において総括主査を命ぜられている者及び当該職に兼

務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、平成十八年四月一日に主査の職を命ぜられたものとする。

青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

平成十八年五月一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。

- 第十六条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五項中「総括主査」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公示の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において総括主査を命ぜられている者及び当該職に兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、平成十八年四月一日に主査の職を命ぜられたものとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第三号

青森県西部海区管内におけるまぐろの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十八年五月一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力船を使用して行うまぐろの採

捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

1 制限海域

次の点を順次に結ぶ直線と陸岸によって囲まれた海域

ア 青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点

イ 青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点

ウ 点イと青森県下北郡大間崎突端とを結ぶ線と青森県東津軽郡高野崎灯台中

心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結んだ線との交点

エ 青森県東津軽郡明神崎灯台中心点

2 制限期間

平成十八年六月一日から平成十九年一月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭